

平成25年12月

伊那市議会定例会議案
関係資料

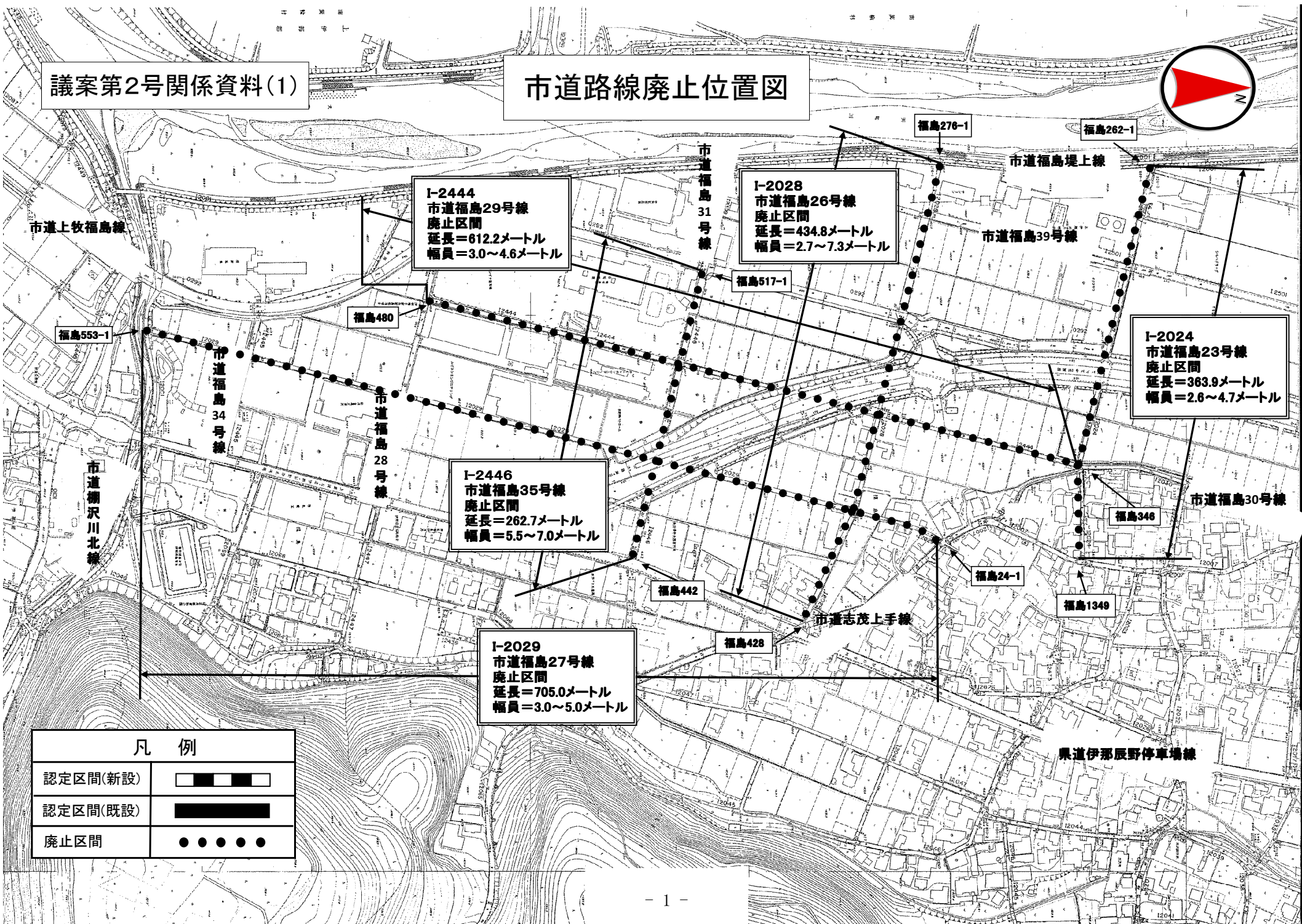
平成25年11月29日

平成25年12月伊那市議会定例会議案関係資料目次

議案第2号関係資料(1)	市道路線廃止位置図	1
議案第2号関係資料(2)	市道路線変更位置図	2
議案第2号関係資料(3)	市道路線認定位置図	3
議案第3号関係資料	市道路線認定位置図	4
議案第4号関係資料	市道路線認定位置図	5
議案第5号関係資料	市道路線認定位置図	6
議案第6号関係資料	伊那市長谷有線テレビジョン放送施設条例新旧対照表	7
議案第7号関係資料(1)	伊那市税外収入金に対する督促手数料及び延滞金徴収条例等の一部を改正する条例参考資料	8
議案第7号関係資料(2)	伊那市税外収入金に対する督促手数料及び延滞金徴収条例新旧対照表	9
議案第7号関係資料(3)	伊那市後期高齢者医療に関する条例新旧対照表	10
議案第7号関係資料(4)	伊那市介護保険条例新旧対照表	11
議案第7号関係資料(5)	伊那市道路占用料徴収条例新旧対照表	12
議案第7号関係資料(6)	伊那市準用河川占用料徴収条例新旧対照表	13
議案第7号関係資料(7)	伊那市都市計画下水道事業受益者負担に関する条例新旧対照表	14
議案第8号関係資料(1)	伊那市保育園条例新旧対照表	15
議案第8号関係資料(2)	竜東保育園位置図	16
議案第9号関係資料	伊那市保養センター条例新旧対照表	17
議案第10号関係資料	伊那市山荘条例新旧対照表	18
議案第11号関係資料	伊那市キャンプ場条例新旧対照表	19
議案第12号関係資料	伊那市営住宅条例新旧対照表	20

議案第13号関係資料	高遠城址公園使用料徴収条例新旧対照表	22
議案第14号関係資料	伊那市簡易水道事業の設置等に関する条例新旧対照表	23
議案第15号関係資料	伊那市社会教育委員条例新旧対照表	25
議案第16号関係資料	伊那市公民館条例新旧対照表	26
議案第17号関係資料	伊那市高遠町総合福祉センター条例新旧対照表	27
議案第19号関係資料	伊那市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例新旧対照表	29
議案第20号関係資料	伊那市水道事業給水条例新旧対照表	30
議案第21号関係資料	伊那市下水道条例新旧対照表	34
議案第22号関係資料	伊那市農業集落排水施設の設置等に関する条例新旧対照表	37
議案第23号関係資料	伊那市戸別合併処理浄化槽の設置及び管理に関する条例新旧対照表	39

市道路線廃止位置図



I-2444
市道福島29号線
廃止区間
延長=612.2メートル
幅員=3.0~4.6メートル

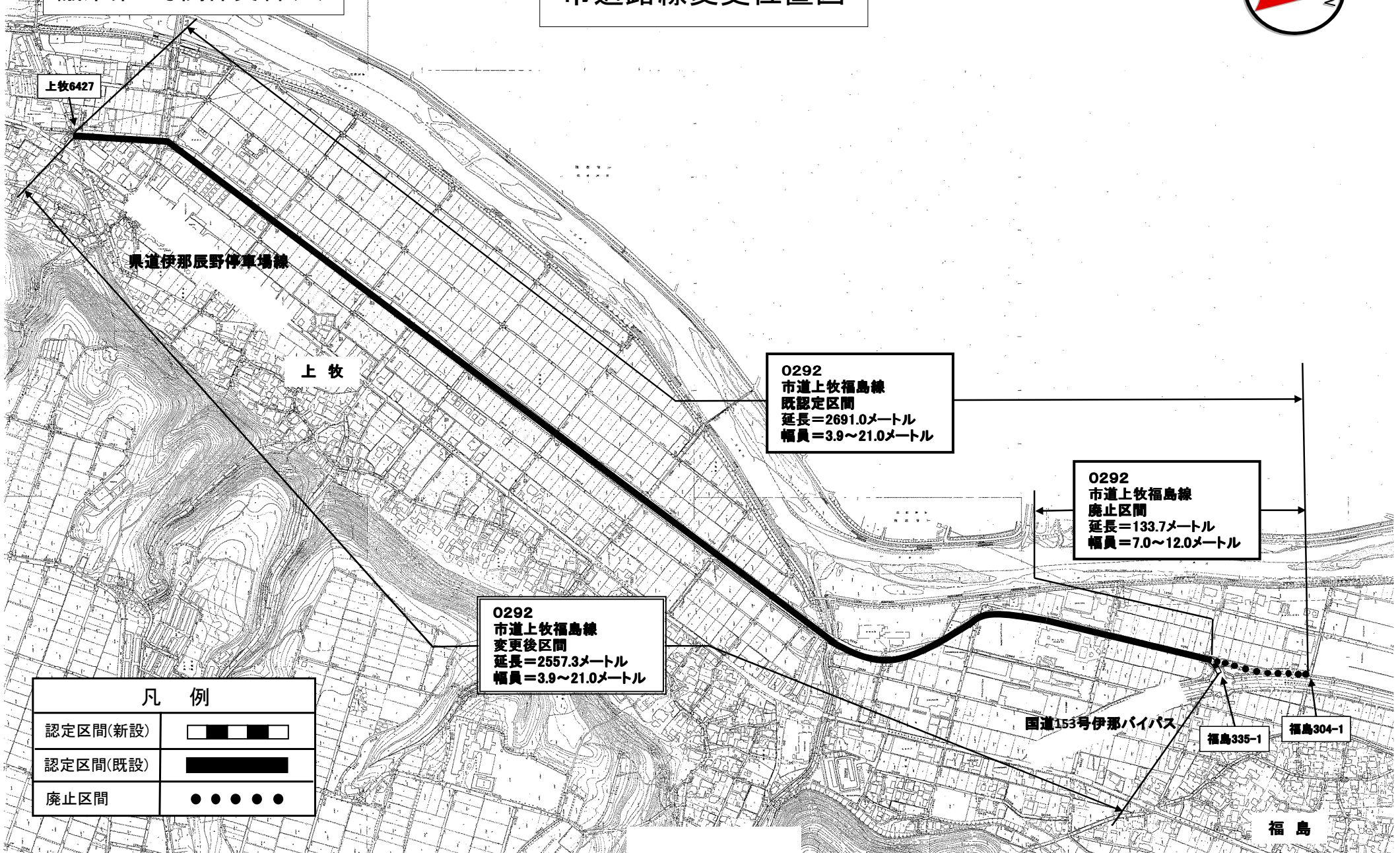
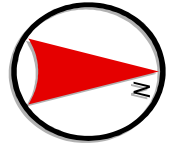
I-2028
市道福島26号線
廃止区間
延長=434.8メートル
幅員=2.7~7.3メートル

I-2024
市道福島23号線
廃止区間
延長=363.9メートル
幅員=2.6~4.7メートル

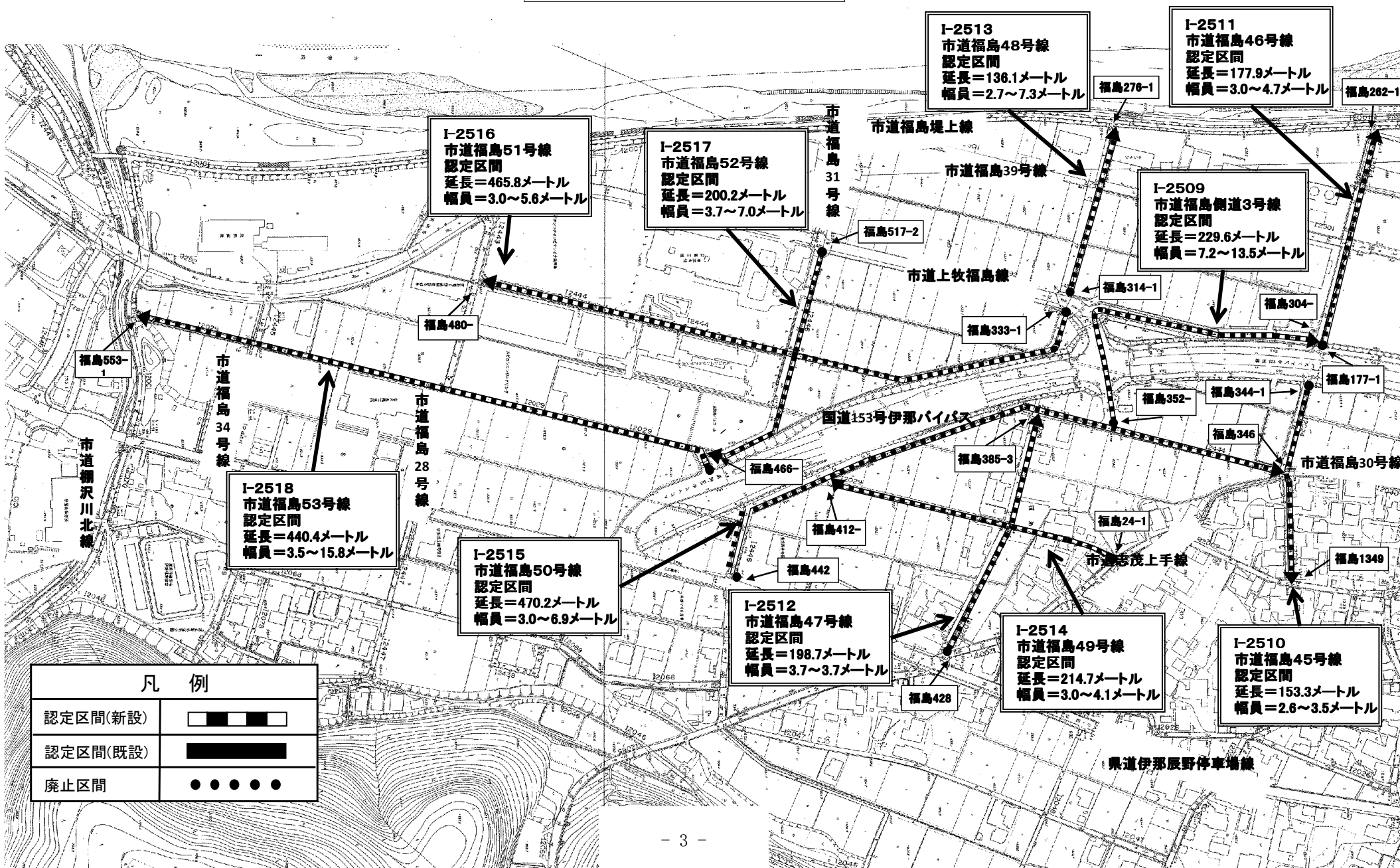
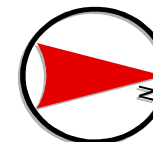
I-2446
市道福島35号線
廃止区間
延長=262.7メートル
幅員=5.5~7.0メートル

I-2029
市道福島27号線
廃止区間
延長=705.0メートル
幅員=3.0~5.0メートル

凡 例	
認定区間(新設)	
認定区間(既設)	
廃止区間	



市道路線認定位置図



議案第3号関係資料

市道路線認定位置図

沢渡区



県道宮田沢渡線

JR東海飯田線

末広町

5387-10

5384-5

タカノ
伊那工場

I-8446
市道沢渡指定479号線
認定区間
延長=51.2メートル
幅員=6.2~10.4メートル

凡 例

認定区間(新設)	
認定区間(既設)	
廃止区間	

猪沢川

議案第4号関係資料

市道路線認定位置図



市道西部1号線

山本



上村

1227-11

市道上島小屋敷線

1001-142

I-8447
市道小出指定507号線
認定区間
延長=72.1メートル
幅員=6.1~9.7メートル

凡 例

認定区間(新設)

認定区間(既設)

廃止区間

議案第5号関係資料

市道路線認定位置図



川北町

小沢川

セブンイレブン
伊那荒井橋店

上荒井

I-1681
市道上荒井17号線
認定区間
延長=76.5メートル
幅員=4.0~6.3メートル

4076-9

市道上荒井9号線

市道山の神3号線

4075-4

凡 例	
認定区間(新設)	
認定区間(既設)	
廃止区間	

議案第6号関係資料

伊那市長谷有線テレビジョン放送施設条例新旧対照表

(傍線の部分は改正部分)

旧	新
<p>(加入金) 第6条 略 2 加入金は、受信者端子（以下「保安器」という。）1台につき、<u>52,500円</u>とする。</p>	<p>(加入金) 第6条 略 2 加入金は、受信者端子（以下「保安器」という。）1台につき、<u>54,000円</u>とする。</p>
<p>(使用料) 第8条 略 2 使用料は、保安器1台につき、1月当たり<u>2,625円</u>とする。</p>	<p>(使用料) 第8条 略 2 使用料は、保安器1台につき、1月当たり<u>2,700円</u>とする。</p>

議案第7号関係資料(1)

伊那市税外収入金に対する督促手数料及び延滞金徴収条例等の一部を改正する条例参考資料

【参考1】伊那市税条例における延滞金の利率の見直し（平成26年1月1日施行）

区 分	現行の利率	平成26年以降の利率		利率内訳 (貸出約定平均金利が1.0%の場合)
			貸出約定平均金利 が1.0%の場合	
一般の延滞金	14.6%	貸出約定平均金利+8.3% (早期納付を促すための利率を含む。)	9.3%	[特例基準割合] 貸出約定平均金利+1% + 7.3% = 9.3%
納期限後1か月以内 の延滞金	4.3% (商業手形の基準 割引率+4.0%)	貸出約定平均金利+2.0% (早期納付を促すための利率を含む。)	3.0%	[特例基準割合] 貸出約定平均金利+1% + 1.0% = 3.0%

※貸出約定平均金利は、国内銀行の新規・短期貸出に係る約定金利の前々年10月から前年9月までの平均値

【参考2】延滞金の割合を定める関連法（抜粋）

○道路法

（負担金等の強制徴収）

第73条 略

2 前項の場合においては、道路管理者は、条例（指定区間内の国道にあつては、政令）で定めるところにより、手数料及び延滞金を徴収することができる。ただし、手数料の額は、督促状の送付に要する費用を勘案して定め、延滞金は年14.5パーセントの割合を乗じて計算した額を超えない範囲内で定めなければならない。

○河川法

（強制徴収）

第74条 1～4 略

5 河川管理者は、第1項の規定により督促をした場合においては、政令で定めるところにより、同項の負担金等の額につき年14.5パーセントの割合で、納期限の翌日からその負担金等の完納の日又は財産差押えの日の前日までの日数により計算した延滞金を徴収することができる。

○都市計画法

（受益者負担金）

第75条 1～3 略

4 前項の場合においては、国等は、政令（都道府県又は市町村にあつては、条例）で定めるところにより、年14.5パーセントの割合を乗じて計算した額をこえない範囲内の延滞金を徴収することができる。

議案第7号関係資料(2)

伊那市税外収入金に対する督促手数料及び延滞金徴収条例新旧対照表

(傍線の部分は改正部分)

旧	新
<p>(延滞金)</p> <p>第5条 税外収入金の未納額（1,000円未満の端数があるとき、又はその全額が2,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。）に納期限の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、年14.6パーセント（当該納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については年7.3パーセント）の割合を乗じて計算した延滞金（100円未満の端数があるとき、又はその全額が<u>500円未満</u>であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。）を徴収する。</p>	<p>(延滞金)</p> <p>第5条 税外収入金の未納額（1,000円未満の端数があるとき、又はその全額が2,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。）に納期限の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、年14.6パーセント（当該納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については年7.3パーセント）の割合を乗じて計算した延滞金（100円未満の端数があるとき、又はその全額が<u>1,000円未満</u>であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。）を徴収する。</p> <p><u>2 前項に規定する年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても365日当たりの割合とする。</u></p>
<p>附 則</p>	<p>附 則</p>
<p>(延滞金の割合の特例)</p> <p>4 当分の間、第5条に規定する延滞金の年7.3パーセントの割合は、同条の規定にかかわらず、各年の特例基準割合（<u>各年の前年の11月30日を経過する時における日本銀行法（平成9年法律第89号）第15条第1項第1号の規定により定められる商業手形の基準割引率に年4パーセントの割合を加算した割合をいう。</u>）が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、この年中においては、<u>当該特例基準割合（当該特例基準割合に0.1パーセント未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）とする。</u></p>	<p>(延滞金の割合の特例)</p> <p>4 当分の間、第5条に規定する延滞金の年14.6パーセントの割合及び年7.3パーセントの割合は、同条の規定にかかわらず、各年の特例基準割合（<u>当該年の前年に租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この項において同じ。</u>）が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、この年中においては、<u>年14.6パーセントの割合にあつては当該年における特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあつては当該特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合）とする。</u></p>

議案第7号関係資料(3)

伊那市後期高齢者医療に関する条例新旧対照表

(傍線の部分は改正部分)

旧	新
<p>(延滞金)</p> <p>第7条 <u>保険料が納期限後に納付される場合においては、当該保険料の額（その額に1,000円未満の端数があるとき、又はその全額が2,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。）に、その納期限の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、年14.6パーセント（当該納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については年7.3パーセント）の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して徴収する。ただし、延滞金の額に100円未満の端数があるとき、又はその全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。</u></p> <p>2 <u>前項に規定する年当たりの割合は、うるう年の日を含む期間についても、365日当たりの割合とする。</u></p> <p>3 <u>市長は、特別の理由があると認めるときは、前2項に規定する延滞金を減免することができる。</u></p>	<p>(延滞金)</p> <p>第7条 <u>市長は、保険料を納付すべき者が納期限までに保険料を納付しないときは、延滞金を徴収するものとする。この場合において、延滞金の徴収については、伊那市税外収入金に対する督促手数料及び延滞金徴収条例（平成18年伊那市条例第58号）の定めるところによる。</u></p>
<p>附 則</p> <hr/> <p>(延滞金の割合の特例)</p> <p>第3条 <u>当分の間、第7条第1項に規定する延滞金の年7.3パーセントの割合は、同項の規定にかかわらず、各年の特例基準割合（各年の前年の11月30日を経過する時における日本銀行法（平成9年法律第89号）第15条第1項第1号の規定により定められる商業手形の基準割引率に年4パーセントの割合を加算した割合をいう。）が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、この年中においては、当該特例基準割合（当該特例基準割合に0.1パーセント未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）とする。</u></p>	<p>附 則</p> <hr/>

議案第7号関係資料(4)

伊那市介護保険条例新旧対照表

(傍線の部分は改正部分)

旧	新
<p><u>(延滞金)</u></p> <p>第13条 市長は、保険料を納付すべき者が納期限までに保険料を納付しないときは、延滞金を徴収するものとする。この場合において、督促及び延滞金の徴収については、<u>伊那市税条例（平成18年伊那市条例第53号）の規定の例による。</u></p>	<p><u>(督促及び延滞金)</u></p> <p>第13条 市長は、保険料を納付すべき者が納期限までに保険料を納付しないときは、<u>督促するとともに督促手数料及び延滞金を徴収するものとする。</u>この場合において、<u>督促並びに督促手数料及び延滞金の徴収については、伊那市税外収入金に対する督促手数料及び延滞金徴収条例（平成18年伊那市条例第58号）の定めるところによる。</u></p>

議案第7号関係資料(5)

伊那市道路占用料徴収条例新旧対照表

(傍線の部分は改正部分)

旧	新
<p>(督促及び延滞金)</p> <p>第6条 市長は、占用者が納期限までに占用料を納付しない場合は、期限を指定して督促する。この場合において、市長は、督促状1通につき100円の督促手数料及び未納の占用料(1,000円未満の端数があるとき、又はその全額が2,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。)に納期限の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、年14.5パーセントの割合(当該納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については年7.25パーセント)を乗じて計算した延滞金(100円未満の端数があるとき、又はその全額が500円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。)を徴収する。</p>	<p>(督促及び延滞金)</p> <p>第6条 市長は、占用者が納期限までに占用料を納付しない場合は、期限を指定して督促する。この場合において、市長は、督促状1通につき100円の督促手数料及び未納の占用料(1,000円未満の端数があるとき、又はその全額が2,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。)に納期限の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、年14.5パーセントの割合(当該納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については年7.25パーセント)を乗じて計算した延滞金(100円未満の端数があるとき、又はその全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。)を徴収する。</p> <p><u>2 前項に規定する年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても365日当たりの割合とする。</u></p>
<p>附 則</p>	<p>附 則</p>
<p>(延滞金の割合の特例)</p> <p>4 当分の間、第6条に規定する延滞金の年7.25パーセントの割合は、同条の規定にかかわらず、各年の特例基準割合(各年の前年の11月30日を経過する時における日本銀行法(平成9年法律第89号)第15条第1項第1号の規定により定められる商業手形の基準割引率に年4パーセントの割合を加算した割合をいう。)が年7.25パーセントの割合に満たない場合には、この年中においては、<u>当該特例基準割合(当該特例基準割合に0.1パーセント未満の端数があるときは、これを切り捨てる。)</u>とする。</p>	<p>(延滞金の割合の特例)</p> <p>4 当分の間、第6条に規定する延滞金の<u>年14.5パーセントの割合及び年7.25パーセントの割合は、同条の規定にかかわらず、各年の特例基準割合(当該年の前年に租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この項において同じ。)</u>が年7.25パーセントの割合に満たない場合には、この年中においては、<u>年14.5パーセントの割合にあっては当該年における特例基準割合に年7.25パーセントの割合を加算した割合とし、年7.25パーセントの割合にあっては当該特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合(当該加算した割合が年7.25パーセントの割合を超える場合には、年7.25パーセントの割合)</u>とする。</p>

議案第7号関係資料(6)

伊那市準用河川占用料徴収条例新旧対照表

(傍線の部分は改正部分)

旧	新
<p>(督促及び延滞金)</p> <p>第6条 市長は、納期限までに流水占用料等が納付されない場合は、期限を指定して督促する。この場合において、市長は、督促状1通につき100円の督促手数料及び未納の占用料(1,000円未満の端数があるときはその端数金額を、その全額が2,000円未満のときはその全額を、それぞれ切り捨てる。)に、納期限の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、年14.5パーセント(当該納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.25パーセント)の割合を乗じて計算した延滞金(100円未満の端数があるときはその端数金額を、その全額が500円未満であるときはその全額を、それぞれ切り捨てる。)を徴収する。</p>	<p>(督促及び延滞金)</p> <p>第6条 市長は、納期限までに流水占用料等が納付されない場合は、期限を指定して督促する。この場合において、市長は、督促状1通につき100円の督促手数料及び未納の占用料(1,000円未満の端数があるときはその端数金額を、その全額が2,000円未満のときはその全額を、それぞれ切り捨てる。)に、納期限の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、年14.5パーセント(当該納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.25パーセント)の割合を乗じて計算した延滞金(100円未満の端数があるときはその端数金額を、その全額が1,000円未満であるときはその全額を、それぞれ切り捨てる。)を徴収する。</p> <p><u>2 前項に規定する年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても365日当たりの割合とする。</u></p>
<p>附 則</p> <p>(延滞金の割合の特例)</p> <p>4 当分の間、第6条に規定する延滞金の年7.25パーセントの割合は、同条の規定にかかわらず、各年の特例基準割合(各年の前年の11月30日を経過する時における日本銀行法(平成9年法律第89号)第15条第1項第1号の規定により定められる商業手形の基準割引率に年4パーセントの割合を加算した割合をいう。)が年7.25パーセントの割合に満たない場合には、この年中においては、<u>当該特例基準割合(当該特例基準割合に0.1パーセント未満の端数があるときは、これを切り捨てる。)</u>とする。</p>	<p>附 則</p> <p>(延滞金の割合の特例)</p> <p>4 当分の間、第6条に規定する延滞金の<u>年14.5パーセントの割合及び年7.25パーセントの割合は、同条の規定にかかわらず、各年の特例基準割合(当該年の前年に租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この項において同じ。)</u>が年7.25パーセントの割合に満たない場合には、この年中においては、<u>年14.5パーセントの割合にあっては当該年における特例基準割合に年7.25パーセントの割合を加算した割合とし、年7.25パーセントの割合にあっては当該特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合(当該加算した割合が年7.25パーセントの割合を超える場合には、年7.25パーセントの割合)</u>とする。</p>

議案第7号関係資料(7)

伊那市都市計画下水道事業受益者負担に関する条例新旧対照表

(傍線の部分は改正部分)

旧	新
<p>(延滞金)</p> <p>第14条 管理者は、第6条第4項の納付期日までに負担金を納付しない者があるときは、当該負担金額（1,000円未満の端数があるとき、又はその全額が2,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。）にその納付期日の翌日から納付の日までの日数に応じ年14.5パーセント（当該納付期日の翌日から1月を経過するまでの期間については年7.3パーセント）の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金（100円未満の端数があるとき、又はその全額が500円未満であるときは、その全額を切り捨てる。）を加算して徴収する。</p>	<p>(延滞金)</p> <p>第14条 管理者は、第6条第4項の納付期日までに負担金を納付しない者があるときは、当該負担金額（1,000円未満の端数があるとき、又はその全額が2,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。）にその納付期日の翌日から納付の日までの日数に応じ年14.5パーセント（当該納付期日の翌日から1月を経過するまでの期間については年7.25パーセント）の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金（100円未満の端数があるとき、又はその全額が1,000円未満であるときは、その全額を切り捨てる。）を加算して徴収する。</p> <p><u>2 前項に規定する年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても365日当たりの割合とする。</u></p>
<p>附 則</p>	<p>附 則</p>
<p>(延滞金の割合の特例)</p> <p>4 当分の間、第14条に規定する延滞金の年7.3パーセントの割合は、同条の規定にかかわらず、各年の特例基準割合（各年の前年の11月30日を経過する時における日本銀行法（平成9年法律第89号）第15条第1項第1号の規定により定められる商業手形の基準割引率に年4パーセントの割合を加算した割合をいう。）が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、この年中においては、当該特例基準割合（当該特例基準割合に0.1パーセント未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）とする。</p>	<p>(延滞金の割合の特例)</p> <p>4 当分の間、第14条に規定する延滞金の年14.5パーセントの割合及び年7.25パーセントの割合は、同条の規定にかかわらず、各年の特例基準割合（当該年の前年に租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この項において同じ。）が年7.25パーセントの割合に満たない場合には、この年中においては、年14.5パーセントの割合にあつては当該年における特例基準割合に年7.25パーセントの割合を加算した割合とし、年7.25パーセントの割合にあつては当該特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.25パーセントの割合を超える場合には、年7.25パーセントの割合）とする。</p>

議案第8号関係資料(1)

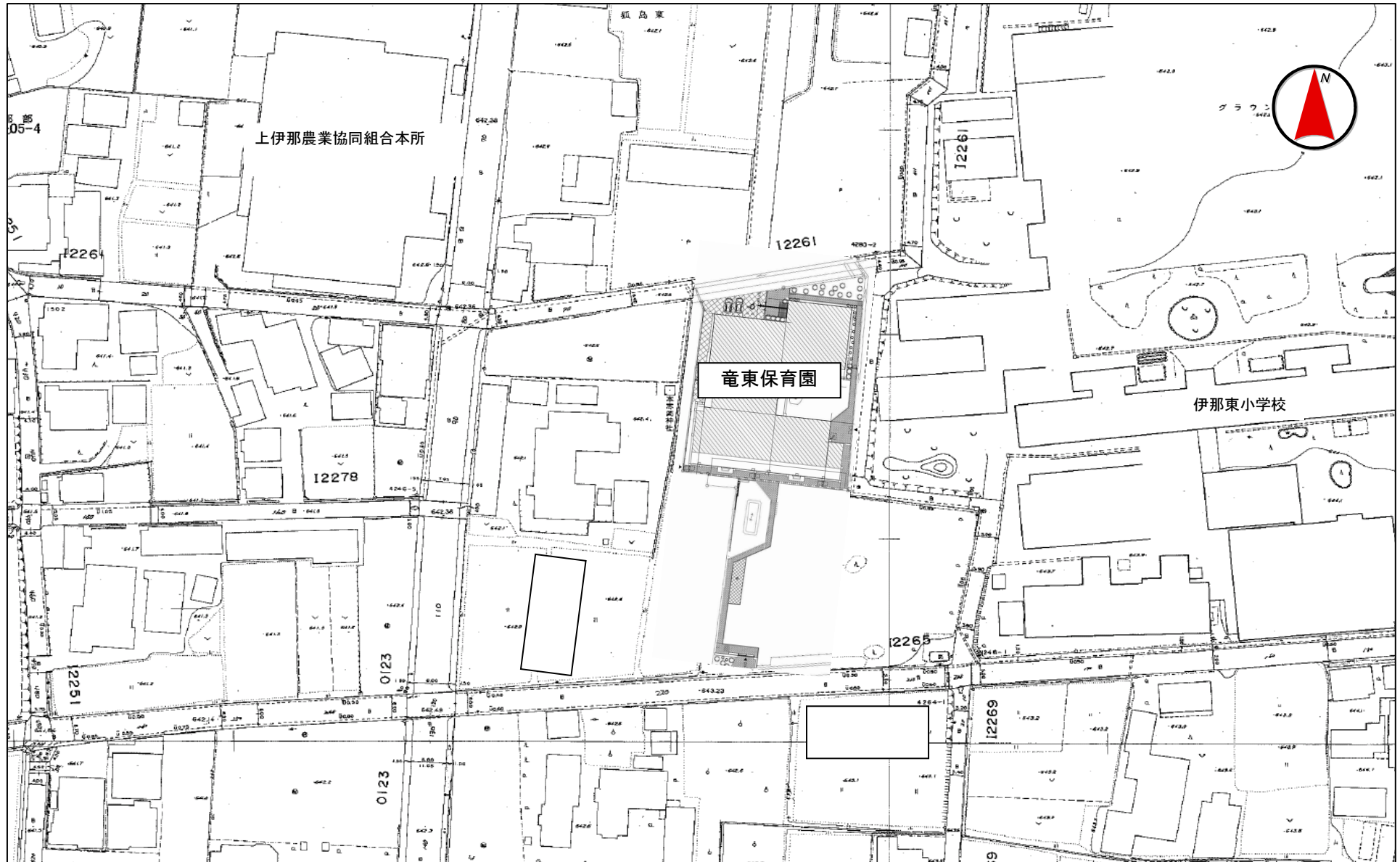
伊那市保育園条例新旧対照表

(傍線の部分は改正部分)

旧			新		
(名称、位置及び定員)			(名称、位置及び定員)		
第2条 保育園の名称、位置及び定員は、次のとおりとする。			第2条 保育園の名称、位置及び定員は、次のとおりとする。		
名称	位置	定員	名称	位置	定員
略			略		
竜東保育園	伊那市下新田3005番地	150	竜東保育園	<u>伊那市狐島4255番地2</u>	<u>220</u>
略			略		

議案第8号関係資料(2)

竜東保育園位置図



議案第9号関係資料

伊那市保養センター条例新旧対照表

(傍線の部分は改正部分)

旧	新												
別表（第10条関係） 1 羽広荘、高遠さくらホテル、仙流荘及び入野谷宿泊料 (素泊まり1人1泊につき)	別表（第10条関係） 1 羽広荘、高遠さくらホテル、仙流荘及び入野谷宿泊料 (素泊まり1人1泊につき)												
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">区分</th> <th style="text-align: center;">利用料金</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>一般（中学生以上）</td> <td style="text-align: right;"><u>14,000円</u></td> </tr> <tr> <td>小学生</td> <td style="text-align: right;"><u>10,000円</u></td> </tr> </tbody> </table>	区分	利用料金	一般（中学生以上）	<u>14,000円</u>	小学生	<u>10,000円</u>	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">区分</th> <th style="text-align: center;">利用料金</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>一般（中学生以上）</td> <td style="text-align: right;"><u>14,300円</u></td> </tr> <tr> <td>小学生</td> <td style="text-align: right;"><u>10,200円</u></td> </tr> </tbody> </table>	区分	利用料金	一般（中学生以上）	<u>14,300円</u>	小学生	<u>10,200円</u>
区分	利用料金												
一般（中学生以上）	<u>14,000円</u>												
小学生	<u>10,000円</u>												
区分	利用料金												
一般（中学生以上）	<u>14,300円</u>												
小学生	<u>10,200円</u>												
備考 略 2～3 略	備考 略 2～3 略												

議案第10号関係資料

伊那市山荘条例新旧対照表

(傍線の部分は改正部分)

旧	新																
<p>(名称及び位置) 第2条 山荘の名称及び位置は、次のとおりとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;">名称</th> <th style="width: 70%;">位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>略</td> <td></td> </tr> <tr> <td>長衛荘</td> <td>伊那市長谷黒河内 黒河内国有林270口林小班</td> </tr> <tr> <td>略</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	名称	位置	略		長衛荘	伊那市長谷黒河内 黒河内国有林270口林小班	略		<p>(名称及び位置) 第2条 山荘の名称及び位置は、次のとおりとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;">名称</th> <th style="width: 70%;">位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>略</td> <td></td> </tr> <tr> <td>北沢峠 <u>こもれば山荘</u></td> <td>伊那市長谷黒河内 黒河内国有林270口林小班</td> </tr> <tr> <td>略</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	名称	位置	略		北沢峠 <u>こもれば山荘</u>	伊那市長谷黒河内 黒河内国有林270口林小班	略	
名称	位置																
略																	
長衛荘	伊那市長谷黒河内 黒河内国有林270口林小班																
略																	
名称	位置																
略																	
北沢峠 <u>こもれば山荘</u>	伊那市長谷黒河内 黒河内国有林270口林小班																
略																	
<p>(開設期間) 第5条 山荘の開設期間は、次のとおりとする。 (1) 略 (2) <u>長衛荘</u> ア 略 (3)～(6) 略 2 略</p>	<p>(開設期間) 第5条 山荘の開設期間は、次のとおりとする。 (1) 略 (2) <u>北沢峠 こもれば山荘</u> ア 略 (3)～(6) 略 2 略</p>																
<p>別表(第9条関係) 1 西駒山荘、<u>長衛荘</u>、仙丈小屋、藪沢小屋及び塩見小屋利用料金</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="2" style="width: 70%;">区分</th> <th style="width: 30%;">利用料金</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2" style="width: 20%;">宿泊料(1人1泊、素泊まり)</td> <td style="width: 50%;">寝具付き</td> <td style="text-align: right;"><u>7,000円</u></td> </tr> <tr> <td>寝具なし</td> <td style="text-align: right;"><u>6,500円</u></td> </tr> </tbody> </table> <p>略 2 略 (表 略)</p>	区分		利用料金	宿泊料(1人1泊、素泊まり)	寝具付き	<u>7,000円</u>	寝具なし	<u>6,500円</u>	<p>別表(第9条関係) 1 西駒山荘、<u>北沢峠 こもれば山荘</u>、仙丈小屋、藪沢小屋及び塩見小屋利用料金</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="2" style="width: 70%;">区分</th> <th style="width: 30%;">利用料金</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2" style="width: 20%;">宿泊料(1人1泊、素泊まり)</td> <td style="width: 50%;">寝具付き</td> <td style="text-align: right;"><u>7,200円</u></td> </tr> <tr> <td>寝具なし</td> <td style="text-align: right;"><u>6,600円</u></td> </tr> </tbody> </table> <p>略 2 略 (表 略)</p>	区分		利用料金	宿泊料(1人1泊、素泊まり)	寝具付き	<u>7,200円</u>	寝具なし	<u>6,600円</u>
区分		利用料金															
宿泊料(1人1泊、素泊まり)	寝具付き	<u>7,000円</u>															
	寝具なし	<u>6,500円</u>															
区分		利用料金															
宿泊料(1人1泊、素泊まり)	寝具付き	<u>7,200円</u>															
	寝具なし	<u>6,600円</u>															

議案第11号関係資料

伊那市キャンプ場条例新旧対照表

(傍線の部分は改正部分)

旧				新			
別表（第9条関係） （1）小黒川溪谷キャンプ場利用料金				別表（第9条関係） （1）小黒川溪谷キャンプ場利用料金			
区分	単位		利用料金	区分	単位		利用料金
キャビン	宿泊使用	1棟（8人用）	<u>12,000円</u>	キャビン	宿泊使用	1棟（8人用）	<u>12,400円</u>
	日帰り使用	1棟（8人用）1時間	<u>1,500円</u>		日帰り使用	1棟（8人用）1時間	<u>1,600円</u>
	環境保全費	1人1回	200円		環境保全費	1人1回	200円
オートキャンプサイト	宿泊使用	1サイト	<u>3,000円</u>	オートキャンプサイト	宿泊使用	1サイト	<u>3,100円</u>
	日帰り使用	1サイト1時間	300円		日帰り使用	1サイト1時間	300円
	環境保全費	1人1回	200円		環境保全費	1人1回	200円
テントサイト	宿泊使用	1サイト	<u>1,000円</u>	テントサイト	宿泊使用	1サイト	<u>1,050円</u>
	日帰り使用	1サイト	<u>700円</u>		日帰り使用	1サイト	<u>750円</u>
	環境保全費	1人1回	200円		環境保全費	1人1回	200円
略				略			
(2)～(3) 略				(2)～(3) 略			
備考				備考			
1 略				1 略			
2 宿泊使用の時間を超えて使用する場合は、1時間につき、キャビン <u>1,500円</u> 、オートキャンプサイト <u>500円</u> 、テントサイト150円を加算する。ただし、連泊して使用する場合は、この限りでない。				2 宿泊使用の時間を超えて使用する場合は、1時間につき、キャビン <u>1,600円</u> 、オートキャンプサイト <u>300円</u> 、テントサイト150円を加算する。ただし、連泊して使用する場合は、この限りでない。			
3～6 略				3～6 略			

議案第12号関係資料

伊那市営住宅条例新旧対照表

(傍線の部分は改正部分)

旧		新	
別表第3 (第6条関係) 老人、身体障害者その他の特に居住の安定を図る必要がある者		別表第3 (第6条関係) 老人、身体障害者その他の特に居住の安定を図る必要がある者	
1～7 略		1～7 略	
8	<p>配偶者からの暴力の防止及び被害者の<u>保護</u>に関する法律（平成13年法律第31号。以下「配偶者暴力防止等法」という。）第1条第2項に規定する<u>被害者</u>で次のいずれかに該当するもの</p> <p>(1) 配偶者暴力防止等法第3条第3項第3号の規定による一時保護又は配偶者暴力防止等法第5条の規定による保護が終了した日から起算して5年を経過していない者</p> <p>(2) 配偶者暴力防止等法第10条第1項の規定により裁判所がした命令の申立てを行った者で当該命令がその効力を生じた日から起算して5年を経過していないもの</p>	8	<p>配偶者からの暴力の防止及び被害者の<u>保護等</u>に関する法律（平成13年法律第31号。以下「配偶者暴力防止等法」という。）第1条第2項に規定する<u>被害者又は配偶者暴力防止等法第28条の2に規定する関係にある相手からの暴力を受けた者で、次のいずれか（配偶者暴力防止等法第28条の2において準用する場合を含む。）</u>に該当するもの</p> <p>(1) 配偶者暴力防止等法第3条第3項第3号の規定による一時保護又は配偶者暴力防止等法第5条の規定による保護が終了した日から起算して5年を経過していない者</p> <p>(2) 配偶者暴力防止等法第10条第1項の規定により裁判所がした命令の申立てを行った者で当該命令がその効力を生じた日から起算して5年を経過していないもの</p>

【参考1】配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（抜粋）

（この法律の準用）

第28条の2 第2条及び第1章の2から前章までの規定は、生活の本拠を共にする交際（婚姻関係における共同生活に類する共同生活を営んでいないものを除く。）をする関係にある相手からの暴力（当該関係にある相手からの身体に対する暴力等をいい、当該関係にある相手からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が当該関係を解消した場合にあっては、当該関係にあった者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含む。）及び当該暴力を受けた者について準用する。この場合において、これらの規定中「配偶者からの暴力」とあるのは「第28条の2に規定する関係にある相手からの暴力」と読み替えるほか、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第2条	被害者	被害者（第28条の2に規定する関係にある相手からの暴力を受けた者をいう。以下同じ。）
第6条第1項	配偶者又は配偶者であった者	同条に規定する関係にある相手又は同条に規定する関係にある相手であった者
第10条第1項から第4項まで、第11条第2項第2号、第12条第1項第1号から第4号まで及び第18条第1項	配偶者	第28条の2に規定する関係にある相手
第10条第1項	離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合	第28条の2に規定する関係を解消した場合

（注）縦書きの文書を横書きで掲載したため、「上欄」は「左欄」に、「下欄」は「右欄」に読み替える。

【参考2】伊那市営住宅条例第6条第1項の概要

入居者の資格

区 分	条 件 等
同居親族を有する者	収入が基準以下であること、住宅に困窮していること、居住地又は勤務地が市内であること、市税の滞納がないこと及び暴力団員でないこと。
同居親族を有しない者	別表第3（老人、身体障害者その他の特に居住の安定を図る必要がある者）に規定する者であること、収入が基準以下であること、住宅に困窮していること、居住地又は勤務地が市内であること、市税の滞納がないこと及び暴力団員でないこと。
被災者	被災市街地復興特別措置法又は福島復興再生特別措置法に規定された被災者であること、住宅に困窮していること及び暴力団員でないこと。

議案第13号関係資料

高遠城址公園使用料徴収条例新旧対照表

(傍線の部分は改正部分)

旧			新		
別表第3 (第5条関係)			別表第3 (第5条関係)		
1 高遠城址公園駐車場使用料			1 高遠城址公園駐車場使用料		
区分	単位	金額	区分	単位	金額
略			略		
自動二輪車 原動機付自転車		<u>100円</u>	自動二輪車 原動機付自転車		<u>200円</u>
2～3 略			2～3 略		
備考 略			備考 略		

議案第14号関係資料

伊那市簡易水道事業の設置等に関する条例新旧対照表

(傍線の部分は改正部分)

旧	新
<p>(料金)</p> <p>第3条 料金は、別表第2に定めるところにより算出した基本料金と従量料金の合計額に<u>100分の105を乗じて得た額とする</u>。この場合において、その額に1円未満の端数が生じたときは、端数金額を切り捨てるものとする。</p> <p>2 従量料金は、隔月の定例日にメーターの点検を行い、その計量した使用水量により算定する。<u>この場合</u>の使用水量は、各月均等とみなす。</p>	<p>(料金)</p> <p>第3条 料金は、別表第2に定めるところにより算出した基本料金と従量料金の合計額に<u>消費税等相当額（消費税法（昭和63年法律第108号）に基づき消費税が課される額に同法に基づく税率を乗じて得た額及び地方税法（昭和25年法律第226号）に基づき地方消費税が課される額に同法に基づく税率を乗じて得た額）を加算した額とする</u>。この場合において、その額に1円未満の端数が生じたときは、端数金額を切り捨てるものとする。</p> <p>2 従量料金は、隔月<u>又は毎月</u>の定例日にメーターの点検を行い、その計量した使用水量により算定する。<u>隔月の場合</u>の使用水量は、各月均等とみなす。</p>

旧				
別表第2（第3条関係）				
1 簡易水道（御堂垣外簡易水道の藤沢中山及び御堂垣外松倉を除く。）料金算出表				
（1月につき）				
基本料金		従量料金		
口径	金額	用途別	使用水量区分	金額（1m ³ につき）
13mm	650円	一般用	10m ³ 以下の部分	116円
20mm	2,020円		10m ³ を超え20m ³ 以下の部分	147円
25mm	3,630円		20m ³ を超え30m ³ 以下の部分	174円
30mm	5,850円		30m ³ を超え50m ³ 以下の部分	197円
40mm	12,400円		50m ³ を超え1,000m ³ 以下の部分	214円
50mm	22,500円		1,000m ³ を超える部分	195円
75mm	39,100円	私設消火栓用 （消火演習）		116円
100・150mm	83,500円			
2 略 （表略）				

新				
別表第2（第3条関係）				
1 簡易水道（御堂垣外簡易水道の藤沢中山及び御堂垣外松倉を除く。）料金算出表				
（1月につき）				
区分			一般用	私設消火栓用 （消火演習）
基本料金	口径	13mm	円	円
		20mm	650	二
		25mm	2,020	
		30mm	3,630	
		40mm	5,850	
		50mm	12,400	
		75mm	22,500	
		100・150mm	39,100	
従量料金 （1m ³ につき）	使用水量区分	10m ³ 以下の部分	83,500	116
		10m ³ を超え20m ³ 以下の部分	116	116
		20m ³ を超え30m ³ 以下の部分	147	
		30m ³ を超え50m ³ 以下の部分	174	
		50m ³ を超え100m ³ 以下の部分	197	
		100m ³ を超え200m ³ 以下の部分	214	
		200m ³ を超え400m ³ 以下の部分	214	
		400m ³ を超え1,000m ³ 以下の部分	214	
		1,000m ³ を超える部分	214	195
2 略 （表略）				

議案第15号関係資料

伊那市社会教育委員条例新旧対照表

(傍線の部分は改正部分)

旧	新
	<p><u>(委嘱の基準)</u> <u>第2条 委員は、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者の中から伊那市教育委員会が委嘱する。</u></p>
<p>(定数) <u>第2条</u> 略</p>	<p>(定数) <u>第3条</u> 略</p>
<p>(任期) <u>第3条</u> 略</p>	<p>(任期) <u>第4条</u> 略</p>
<p>(委任) <u>第4条</u> 略</p>	<p>(委任) <u>第5条</u> 略</p>

【参考】社会教育法（抜粋）

(社会教育委員の委嘱の基準等)

第18条 社会教育委員の委嘱の基準、定数及び任期その他社会教育委員に関し必要な事項は、当該地方公共団体の条例で定める。この場合において、社会教育委員の委嘱の基準については、文部科学省令で定める基準を参酌するものとする。

議案第16号関係資料

伊那市公民館条例新旧対照表

(傍線の部分は改正部分)

旧			新		
別表第1 (第2条関係)			別表第1 (第2条関係)		
名称	位置		名称	位置	
略	略		略	略	
高遠町公民館	伊那市高遠町西高遠1806番地		高遠町公民館	伊那市高遠町西高遠1644番地	
略	略		略	略	
別表第2 (第5条、第6条関係)			別表第2 (第5条、第6条関係)		
名称	休館日	開館時間	名称	休館日	開館時間
略	略		略	略	
高遠町公民館	伊那市の休日定める条例(平成18年伊那市条例第3号)第1条第1項に定める休日	午前8時30分から午後5時15分まで	高遠町公民館	(1) 月曜日 (2) 12月29日から翌年の1月4日までの日	午前9時から午後9時まで(5月から9月までは午前9時から午後10時まで)

議案第17号関係資料

伊那市高遠町総合福祉センター条例新旧対照表

(傍線の部分は改正部分)

旧	新												
	<p>(市長による管理)</p> <p><u>第16条</u> 第3条の規定にかかわらず、市長は、必要があると認めるときは、福祉センターの管理を自ら行うことができる。</p> <p><u>2</u> 前項の規定により市長が福祉センターの管理を行う場合における第5条から第7条まで、第9条、第10条及び別表の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。</p> <table border="1" data-bbox="1124 641 2132 906"> <tr> <td data-bbox="1124 641 1323 715"><u>第5条</u></td> <td data-bbox="1323 641 1733 715">指定管理者は、必要があると認めるときは、市長の承認を得て</td> <td data-bbox="1733 641 2132 715">市長は、特に必要があると認めるときは</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1124 715 1323 831"><u>第6条、第7条、第9条及び第10条</u></td> <td data-bbox="1323 715 1733 831">指定管理者</td> <td data-bbox="1733 715 2132 831">市長</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1124 831 1323 868"><u>別表</u></td> <td data-bbox="1323 831 1733 868">(第11条関係)</td> <td data-bbox="1733 831 2132 868">(第17条関係)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1124 868 1323 906"><u>別表</u></td> <td data-bbox="1323 868 1733 906">利用料金</td> <td data-bbox="1733 868 2132 906">使用料</td> </tr> </table>	<u>第5条</u>	指定管理者は、必要があると認めるときは、市長の承認を得て	市長は、特に必要があると認めるときは	<u>第6条、第7条、第9条及び第10条</u>	指定管理者	市長	<u>別表</u>	(第11条関係)	(第17条関係)	<u>別表</u>	利用料金	使用料
<u>第5条</u>	指定管理者は、必要があると認めるときは、市長の承認を得て	市長は、特に必要があると認めるときは											
<u>第6条、第7条、第9条及び第10条</u>	指定管理者	市長											
<u>別表</u>	(第11条関係)	(第17条関係)											
<u>別表</u>	利用料金	使用料											
	<p>(使用料)</p> <p><u>第17条</u> 第11条の規定にかかわらず、市長が管理する福祉センターを利用する者は、別表に定める使用料を納付しなければならない。</p>												
	<p>(使用料の減免)</p> <p><u>第18条</u> 市長は、公益上特に必要があると認めるときは、前条の使用料を減額し、又は免除することができる。</p>												
	<p>(使用料の還付)</p> <p><u>第19条</u> 既に納めた使用料は、還付しない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、その全部又は一部を還付することができる。</p>												

旧	新
	<p><u>(1) 使用者が、自己の責めによらない理由で使用できなくなったとき。</u></p> <p><u>(2) 使用者が使用開始日前3日までに使用許可の取消しを申請した場合において、市長が、相当の理由があると認めたとき。</u></p>
<p>(委任) <u>第16条</u> 略</p>	<p>(委任) <u>第20条</u> 略</p>

議案第19号関係資料

伊那市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例新旧対照表

(傍線の部分は改正部分)

旧	新
<p>(経営の基本)</p> <p>第2条 水道事業及び下水道事業（以下「上下水道事業」という。）は、常に企業の経済性を発揮するとともに、公共の福祉を増進するように運営されなければならない。</p> <p><u>2</u> 略</p> <p><u>3</u> 略</p>	<p>(経営の基本)</p> <p>第2条 水道事業及び下水道事業（以下「上下水道事業」という。）は、常に企業の経済性を発揮するとともに、公共の福祉を増進するように運営されなければならない。</p> <p><u>2</u> <u>上水道及び下水道の使用者又はこれらを使用しようとする者は、前項に規定する上下水道事業の運営に協力しなければならない。</u></p> <p><u>3</u> 略</p> <p><u>4</u> 略</p>

議案第20号関係資料

伊那市水道事業給水条例新旧対照表

(傍線の部分は改正部分)

旧	新
<p>(開発行為等の事前協議)</p> <p>第6条 給水装置設置者等は、次の各号のいずれかに該当するときは、給水方法、費用負担、施設の維持管理等についてあらかじめ協議し、管理者の同意を得なければならない。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p><u>(5) 略</u></p> <p>2 略</p>	<p>(開発行為等の事前協議)</p> <p>第6条 給水装置設置者等は、次の各号のいずれかに該当するときは、給水方法、費用負担、施設の維持管理等についてあらかじめ協議し、管理者の同意を得なければならない。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p><u>(5) 水道水と地下水等を併用して使用する場合</u></p> <p><u>(6) 略</u></p> <p>2 略</p>
<p>(料金の算定)</p> <p>第25条 料金は、別表第1に定めるところにより算出した基本料金と従量料金の合計額に100分の105を乗じて得た額とする。この場合において、その額に1円未満の端数が生じたときは、端数金額を切り捨てるものとする。</p> <p>2 従量料金は、隔月の定例日にメーターの点検を行い、その計量した使用水量により算定する。<u>この場合</u>の使用水量は、各月均等とみなす。</p> <p>3 略</p>	<p>(料金の算定)</p> <p>第25条 料金は、別表第1に定めるところにより算出した基本料金と従量料金の合計額に<u>消費税等相当額</u>(消費税法(昭和63年法律第108号)に基づき消費税が課される額)に同法に基づく税率を乗じて得た額(以下「<u>消費税相当額</u>」という。)<u>及び地方税法(昭和25年法律第226号)に基づき地方消費税が課される額に同法に基づく税率を乗じて得た額</u>(以下「<u>地方消費税相当額</u>」という。))を加算した額とする。この場合において、その額に1円未満の端数が生じたときは、端数金額を切り捨てるものとする。</p> <p>2 従量料金は、隔月<u>又は毎月</u>の定例日にメーターの点検を行い、その計量した使用水量により算定する。<u>隔月の場合</u>の使用水量は、各月均等とみなす。</p> <p>3 略</p>
	<p><u>(個別給水契約)</u></p> <p>第25条の2 <u>管理者は、水の供給量に余裕がある場合、管理者が別に定める水量を超えて使用する使用者と、当該使用者の申込みにより使用する基準となる水量(以下「基準水量」という。)を定めて、個別に給水契約(以下「個別給水契約」という。)を結ぶことができる。</u></p> <p>2 <u>管理者は、渇水等の理由により必要と認めたときは、個別給水契約を結んだ者に</u></p>

旧	新
	<p>対して、期間を定めて1日当たりの基準水量から指示する水量（以下「調整水量」という。）以下の使用水量に減量することを求めるものとする。</p> <p>3 前条の規定にかかわらず、基準水量を超える水量の従量料金及び前項の調整水量設定後の水量を超える従量料金は、別表第2に定めるところにより算出した額に、消費税相当額及び地方消費税相当額を加算した額とするものとする。</p> <p>4 個別給水契約について必要な事項は、管理者が別に定める。</p>
<p>(延滞金)</p> <p>第33条 管理者は、水道の利用者が料金を納期限までに納付しないときは、期限を指定して督促しなければならない。<u>この場合における延滞金については、伊那市税外収入金に対する督促手数料及び延滞金徴収条例（平成18年伊那市条例第58号）の定めるところによる。</u></p>	<p>(督促)</p> <p>第33条 管理者は、水道の利用者が使用料を納期限までに納付しないときは、期限を指定して督促しなければならない。</p>
<p>(加入金)</p> <p>第34条 給水装置の新設又は改造工事（メーターの口径を増す場合に限る。）の申込者は、<u>別表第2に定める金額を加入金として申込みの際に納入しなければならない。</u>ただし、改造工事に係る加入金の額は、新口径に対応する加入金の額と旧口径に対応する加入金の額の差額とする。</p> <p>2 略</p>	<p>(加入金)</p> <p>第34条 給水装置の新設又は改造工事（メーターの口径を増す場合に限る。）の申込者は、<u>別表第3に定める金額に消費税相当額及び地方消費税相当額を加算した額を加入金として申込みの際に納入しなければならない。</u>ただし、改造工事に係る加入金の額は、新口径に対応する加入金の額と旧口径に対応する加入金の額の差額とする。</p> <p>2 略</p>

旧					新				
別表第1 (第25条関係)					別表第1 (第25条関係)				
水道料金算出表					水道料金算出表				
(1月につき)					(1月につき)				
基本料金		従量料金			区分		一般用	公衆浴場用	私設消火栓用 (消火演習)
口径	金額	用途別	使用水量区分	金額 (1 m ³ につき)	基本料金	口径	円	円	円
13mm	650円	一般用	10 m ³ 以下の部分	116円			13mm	650	650
20mm	2,020円		10 m ³ を超え20 m ³ 以下の部分	147円	20mm	2,020	2,020		
25mm	3,630円		20 m ³ を超え30 m ³ 以下の部分	174円	25mm	3,630	3,630		
30mm	5,850円		30 m ³ を超え50 m ³ 以下の部分	197円	30mm	5,850	5,850		
40mm	12,400円		50 m ³ を超え1,000 m ³ 以下の部分	214円	40mm	12,400	12,400		
50mm	22,500円		1,000 m ³ を超える部分	195円	50mm	22,500	22,500		
75mm	39,100円	公衆浴場用		60円	75mm	39,100	39,100		
100・150mm	83,500円	私設消火栓用 (消火演習)		116円	100・150mm	83,500	83,500		
					従量料金 (1 m ³ につき)	使用水量区分			
					10 m ³ 以下の部分	116	60	116	
					10 m ³ を超え20 m ³ 以下の部分	147			
					20 m ³ を超え30 m ³ 以下の部分	174			
					30 m ³ を超え50 m ³ 以下の部分	197			
					50 m ³ を超え100 m ³ 以下の部分	214			
					100 m ³ を超え200 m ³ 以下の部分	214			
					200 m ³ を超え400 m ³ 以下の部分	214			
					400 m ³ を超え1,000 m ³ 以下の部分	214			
					1,000 m ³ を超える部分	195			

旧	新						
	<p data-bbox="1124 277 1469 308">別表第2（第25条の2関係）</p> <p data-bbox="1944 316 2107 346" style="text-align: right;">（1月につき）</p> <table border="1" data-bbox="1146 349 2134 464"> <thead> <tr> <th data-bbox="1146 349 1632 387">区分</th> <th data-bbox="1632 349 2134 387">金額（1 m³につき）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1146 387 1632 426">基準水量を超える従量料金</td> <td data-bbox="1632 387 2134 426" style="text-align: right;">76円</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1146 426 1632 464">調整水量を超える従量料金</td> <td data-bbox="1632 426 2134 464" style="text-align: right;">195円</td> </tr> </tbody> </table>	区分	金額（1 m ³ につき）	基準水量を超える従量料金	76円	調整水量を超える従量料金	195円
区分	金額（1 m ³ につき）						
基準水量を超える従量料金	76円						
調整水量を超える従量料金	195円						
<p data-bbox="91 544 371 574">別表第2（第34条関係）</p> <p data-bbox="107 579 210 609">（表 略）</p>	<p data-bbox="1124 544 1404 574">別表第3（第34条関係）</p> <p data-bbox="1140 579 1243 609">（表 略）</p>						

議案第21号関係資料

伊那市下水道条例新旧対照表

(傍線の部分は改正部分)

旧	新
<p>目次 第1章～第4章 略 第5章 公共下水道の使用 (第23条～第33条) 第6章～第7章 略 附則</p>	<p>目次 第1章～第4章 略 第5章 公共下水道の使用 (第23条～第33条の2) 第6章～第7章 略 附則</p>
<p>(使用料の徴収) 第31条 略 2 前項の規定による使用料は、2使用月ごと、当該使用月における公共下水道の使用について、納入通知書により徴収する。 3～4 略</p>	<p>(使用料の徴収) 第31条 略 2 前項の規定による使用料は、2使用月ごと又は1使用月ごと、当該使用月における公共下水道の使用について、納入通知書により徴収する。 3～4 略</p>
<p>(使用料の算定方法) 第32条 使用料は、使用者が排除した汚水の量により算出するものとし、その額は、別表に定めるところにより算出した基本使用料及び従量使用料の合計額に100分の105を乗じて得た額とする。この場合において、この額に1円未満の端数が生じたときは、端数金額を切り捨てるものとする。 2～3 略</p>	<p>(使用料の算定方法) 第32条 使用料は、使用者が排除した汚水の量により算出するものとし、その額は、別表に定めるところにより算出した基本使用料及び従量使用料の合計額に消費税等相当額(消費税法(昭和63年法律第108号)に基づき消費税が課される額に同法に基づく税率を乗じて得た額及び地方税法(昭和25年法律第226号)に基づき地方消費税が課される額に同法に基づく税率を乗じて得た額)を加算した額とする。この場合において、この額に1円未満の端数が生じたときは、端数金額を切り捨てるものとする。 2～3 略</p>
	<p>(督促及び延滞金) 第33条の2 管理者は、使用者が使用料を納期限までに納付しないときは、伊那市税外収入金に対する督促手数料及び延滞金徴収条例(平成18年伊那市条例第58号。以下「税外収入金条例」という。)の定めるところにより督促しなければならない。</p>

旧					新						
					2 使用料に係る延滞金については、税外収入金条例の関係規定は適用しないものとする。						
別表（第32条関係） 下水道使用料算出表 (1 使用月につき)					別表（第32条関係） 下水道使用料算出表 (1 使用月につき)						
区分	基本使用料		従量使用料		区分	一般用 円	業務用 円	公衆浴場用 円			
	使用水量	金額	使用水量区分	金額							
公衆浴場 以外	10m ³ 以下	1,950円	10m ³ を超え20m ³ 以下の部分	1 m ³ につき 160円	従量使用料（1 m ³ につき）	使用水量区分	10m ³ 以下の部分	15	二		
			20m ³ を超え40m ³ 以下の部分	190円			10m ³ を超え20m ³ 以下の部分	160	160	35	
			40m ³ を超え60m ³ 以下の部分	220円			20m ³ を超え30m ³ 以下の部分	190	190		
			60m ³ を超え100m ³ 以下の部分	245円			30m ³ を超え50m ³ 以下の部分	205	205		
			100m ³ を超え300m ³ 以下の部分	265円			50m ³ を超え100m ³ 以下の部分	240	240		
			300m ³ を超える部分	285円			100m ³ を超え200m ³ 以下の部分	265	265		
公衆浴場			1 m ³ につき 35円						200m ³ を超え400m ³ 以下の部分	275	275
									400m ³ を超え1,000m ³ 以下の部分	285	285
									1,000m ³ を超える部分	285	285
							備考				
					1 下水道使用料を算出するための計量装置等（第32条第2項第2号又は伊那市水道事業給水条例第19条第1項の規定により設置された計量装置又はメーター。次項において「計量装置等」という。）の口径が13ミリメートル又は20ミリメートルであるものは一般用区分を適用し、それ以外のは業務用区分を適用する。						
					2 計量装置等の設置数の合計が複数の場合は、当該計量装置等のうち最も口径						

旧	新
	<p><u>が大きいものの使用料区分を適用する。</u></p> <p><u>3 前2項の規定にかかわらず、第32条第2項第2号ただし書に定める場合又は同項第3号本文に該当する者である場合は、業務用区分を適用する。</u></p>

議案第22号関係資料

伊那市農業集落排水施設の設置等に関する条例新旧対照表

(傍線の部分は改正部分)

旧	新
<p>(使用料)</p> <p>第14条 管理者は、農業集落排水施設の使用者から使用料を徴収する。</p> <p>2 使用料は、使用者が排除した汚水の量により算出するものとし、その額は、別表第1に定めるところにより算出した基本使用料及び従量使用料の合計額に<u>100分の105</u>を乗じて得た額とする。この場合において、この額に1円未満の端数が生じたときは、端数金額を切り捨てるものとする。</p> <p>3～6 略</p>	<p>(使用料)</p> <p>第14条 管理者は、農業集落排水施設の使用者から使用料を徴収する。</p> <p>2 使用料は、使用者が排除した汚水の量により算出するものとし、その額は、別表第1に定めるところにより算出した基本使用料及び従量使用料の合計額に<u>消費税等相当額（消費税法（昭和63年法律第108号）に基づき消費税が課される額に同法に基づく税率を乗じて得た額（以下「消費税相当額」という。）及び地方税法（昭和25年法律第226号）に基づき地方消費税が課される額に同法に基づく税率を乗じて得た額（以下「地方消費税相当額」という。）を加算した額とする。</u>この場合において、この額に1円未満の端数が生じたときは、端数金額を切り捨てるものとする。</p> <p>3～6 略</p>
	<p><u>(督促及び延滞金)</u></p> <p>第14条の2 管理者は、使用者が使用料を納期限までに納付しないときは、伊那市税外収入金に対する督促手数料及び延滞金徴収条例（平成18年伊那市条例第58号。以下「<u>税外収入金条例</u>」という。）の定めるところにより督促しなければならない。</p> <p>2 <u>使用料に係る延滞金については、税外収入金条例の関係規定は適用しないものとする。</u></p>
<p>(加入金)</p> <p>第15条 農業集落排水施設の供用開始後事業により築造された農業集落排水施設に係る新たな使用者となった者は、加入金を納めなければならない。</p> <p>2 前項の加入金の額は、<u>別表第2のとおりとする。</u></p> <p>3 略</p>	<p>(加入金)</p> <p>第15条 農業集落排水施設の供用開始後事業により築造された農業集落排水施設に係る新たな使用者となる者は、加入金を納めなければならない。</p> <p>2 前項の加入金の額は、<u>別表第2に定める金額に消費税相当額及び地方消費税相当額を加算した額とする。</u></p> <p>3 略</p>

旧				新				
別表第1（第14条関係） 農業集落排水施設使用料算出表 (1使用月につき)				別表第1（第14条関係） 農業集落排水施設使用料算出表 (1使用月につき)				
基本使用料		従量使用料		区分		一般用	業務用	
使用水量	金額	使用水量区分	金額			円	円	
10m ³ 以下	1,950円	10m ³ を超え20m ³ 以下の部分	1m ³ につき 160円	基本使用料		1,800	1,950	
		20m ³ を超え40m ³ 以下の部分	190円	従量使用料（1m ³ につき）	使用水量区分	10m ³ 以下の部分	15	—
		40m ³ を超え60m ³ 以下の部分	220円			10m ³ を超え20m ³ 以下の部分	160	160
		60m ³ を超え100m ³ 以下の部分	245円			20m ³ を超え30m ³ 以下の部分	190	190
		100m ³ を超え300m ³ 以下の部分	265円			30m ³ を超え50m ³ 以下の部分	205	205
		300m ³ を超える部分	285円			50m ³ を超え100m ³ 以下の部分	240	240
		100m ³ を超え200m ³ 以下の部分	265			265		
		200m ³ を超え400m ³ 以下の部分	275			275		
		400m ³ を超え1,000m ³ 以下の部分	285			285		
		1,000m ³ を超える部分	285	285				
				備考				
				<p>1 農業集落排水使用料を算出するための計量装置等（第14条第3項第2号又は伊那市水道事業給水条例（平成18年伊那市条例第204号）第19条第1項の規定により設置された計量装置又はメーター。次項において「計量装置等」という。）の口径が13ミリメートル又は20ミリメートルであるものは一般用区分を適用し、それ以外のは業務用区分を適用する。</p> <p>2 計量装置等の設置数の合計が複数の場合は、当該計量装置等のうち最も口径が大きいものの使用料区分を適用する。</p> <p>3 前2項の規定にかかわらず、第14条第3項第2号ただし書に定める場合又は同項第3号本文に該当する者である場合は、業務用区分を適用する。</p>				

議案第23号関係資料

伊那市戸別合併処理浄化槽の設置及び管理に関する条例新旧対照表

(傍線の部分は改正部分)

旧	新
<p>(使用料の徴収)</p> <p>第5条 略</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、使用者が排除した汚水の量により算出する場合の使用料は、別表に定めるところにより算出した基本使用料及び従量使用料の合計額に<u>100分の105</u>を乗じて得た額とする。この場合において、この額に1円未満の端数が生じたときは、端数金額を切り捨てるものとする。</p> <p>3～6 略</p>	<p>(使用料の徴収)</p> <p>第5条 略</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、使用者が排除した汚水の量により算出する場合の使用料は、別表に定めるところにより算出した基本使用料及び従量使用料の合計額に<u>消費税等相当額（消費税法（昭和63年法律第108号）に基づき消費税が課される額に同法に基づく税率を乗じて得た額及び地方税法（昭和25年法律第226号）に基づき地方消費税が課される額に同法に基づく税率を乗じて得た額）を</u>加算した額とする。この場合において、この額に1円未満の端数が生じたときは、端数金額を切り捨てるものとする。</p> <p>3～6 略</p>
<p>(延滞金等)</p> <p>第6条 管理者は、使用者が使用料を納期限までに納付しないときは、<u>期限を指定して督促しなければならない。この場合における督促手数料及び延滞金の徴収については、伊那市税外収入金に対する督促手数料及び延滞金徴収条例（平成18年伊那市条例第58号）の定めるところによる。</u></p>	<p>(督促及び延滞金)</p> <p>第6条 管理者は、使用者が使用料を納期限までに納付しないときは、<u>伊那市税外収入金に対する督促手数料及び延滞金徴収条例（平成18年伊那市条例第58号。以下「税外収入金条例」という。）の定めるところにより督促しなければならない。</u></p> <p>2 <u>使用料に係る延滞金については、税外収入金条例の関係規定は適用しないものとする。</u></p>

旧				新				
別表（第5条関係） 戸別合併処理浄化槽使用料算出表 (1使用月につき)				別表（第5条関係） 戸別合併処理浄化槽使用料算出表 (1使用月につき)				
基本使用料		従量使用料		区分		一般用	業務用	
使用水量	金額	使用水量区分	金額			円	円	
10m ³ 以下	950円	10m ³ を超え20m ³ 以下の部分	1 m ³ につき 160円	従量使用料（1 m ³ につき）	使用水量区分	10m ³ 以下の部分	15	2
		20m ³ を超え40m ³ 以下の部分	190円			10m ³ を超え20m ³ 以下の部分	160	160
		40m ³ を超え60m ³ 以下の部分	220円			20m ³ を超え30m ³ 以下の部分	190	190
		60m ³ を超え100m ³ 以下の部分	245円			30m ³ を超え50m ³ 以下の部分	205	205
		100m ³ を超え300m ³ 以下の部分	265円			50m ³ を超え100m ³ 以下の部分	240	240
		300m ³ を超える部分	285円			100m ³ を超え200m ³ 以下の部分	265	265
						200m ³ を超え400m ³ 以下の部分	275	275
						400m ³ を超え1,000m ³ 以下の部分	285	285
						1,000m ³ を超える部分	285	285
						備考		
				<p>1 戸別合併処理浄化槽使用料を算出するための計量装置等（第5条第3項第2号又は伊那市水道事業給水条例（平成18年伊那市条例第204号）第19条第1項の規定により設置された計量装置又はメーター。次項において「計量装置等」という。）の口径が13ミリメートル又は20ミリメートルであるものは一般用区分を適用し、それ以外のは業務用区分を適用する。</p> <p>2 計量装置等の設置数の合計が複数の場合は、当該計量装置等のうち最も口径が大きいものの使用料区分を適用する。</p> <p>3 前2項の規定にかかわらず、第5条第3項第2号ただし書に定める場合又は同項第3号本文に該当する者である場合は、業務用区分を適用する。</p>				